

浜田市告示第 108 号

浜田市新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 19 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が著しく減少した中小企業者に対し、その事業活動に要する店舗等の家賃の一部を補助することにより、当該中小企業者の経営の安定化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当する月（以下「補助対象月」という。）があるものとする。

- (1) 令和2年2月から同年10月までの間（以下「補助対象期間」という。）のいずれかの月において、売上高が対前年同月比で30パーセント以上減少している月
- (2) 新たに起業したものであることから前年同月と比較することができない者（以下「新規創業者」という。）にあつては、補助対象期間のいずれかの月において、売上高が次のいずれかに該当する月
 - ア 当該月を含む直近3か月間の平均売上高と比較して30パーセント以上減少していること。
 - イ 令和元年12月の売上高と比較して30パーセント以上減少していること。
 - ウ 令和元年10月から同年12月の平均売上高と比較して30パーセント以上減少していること。
- (3) 令和2年1月以後に創業した新規創業者にあつては、補助対象期間のいずれかの月において、売上高が創業時に計画した売上計画と比較して30パーセント以上減少している月

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密

接な関係を有する者を経営に関与させている者は、補助対象者としな

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、各補助対象月における家賃(補助対象者が事業活動のために所有者等と賃貸借契約を結び、当該所有者等から借り受けた市内に存する土地及び建物の賃料(管理費及び共益費を除く。)をいう。)とする。この場合において、補助対象月は、3か月を限度とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象月ごとに次の各号に掲げる当該補助対象月における売上高の減少率の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1補助対象者当たり30万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 30パーセント以上50パーセント未満 補助対象経費の額(補助対象経費に対して他の同種の補助金等を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額。次号において同じ。)の2分の1以内の額

(2) 50パーセント以上 補助対象経費の額の10分の10以内の額

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 補助対象月があることが確認できる書類

(3) 店舗、事務所等に係る賃貸借契約書の写し

(4) 主たる事務所又は事業所の所在地、事業開始年月日及び事業内容を確認できる書類の写し

(5) その他市長が適当と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受

け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月19日から施行する。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
代表者名 ⑩
電話番号

新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付申請書兼請求書

新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金の交付を受けたいので、浜田市新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

市長が浜田市新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付要綱第 7 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

- 1 店舗等の名称
- 2 店舗等の所在地
- 3 事業開始年月 年 月
- 4 補助金交付申請額（請求額） 円
- 5 売上減少率の確認

令和 2 年 2 月～10 月のうち いずれかの月の売上高 … A	比較する売上高 … B	売上減少率 (B - A) / B × 100
(年 月) 円	(年 月) 円	%
(年 月) 円	(年 月) 円	%
(年 月) 円	(年 月) 円	%

6 補助金の内訳

補助対象月	家賃	補助率	補助金額
月	円	1/2・10/10	円
月	円	1/2・10/10	円
月	円	1/2・10/10	円

7 指定口座

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ()			
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

8 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象月があることが確認できる書類
- (3) 店舗、事務所等に係る賃貸借契約書の写し
- (4) 主たる事務所又は事業所の所在地、事業開始年月日及び事業内容を確認できる書類の写し
- (5) その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
代表者名 ⑩
電話番号

誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものに該当しないことを誓約します。

様式第 3 号（第 7 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市新型コロナウイルス感染症対策家賃補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 補助金の内訳

月分 円

月分 円

月分 円

3 交付条件

（却下理由）